

# 「第4次福岡市子ども総合計画」の取組状況

～ 目標1「子どもの権利を尊重する社会づくり」～

I 「第4次福岡市子ども総合計画」の概要等

II 目標1「子どもの権利を尊重する社会づくり」の取組状況

# I 「第4次福岡市子ども総合計画」の概要等

## 1 計画の概要

### (1) これまでの経緯

平成12年	「福岡市子ども総合計画」策定
平成17年	「福岡市子ども総合計画」(次世代育成支援行動計画・前期計画)として見直し
平成22年	「新・福岡市子ども総合計画」(次世代育成支援行動計画・後期計画)として見直し
平成27年3月	「第4次福岡市子ども総合計画」策定

### (2) 計画の位置づけ

- 「福岡市総合計画」などの上位計画に即し、子どもに関する分野の基本的な計画として、施策の総合的・計画的な推進を図る。
- 次の計画として位置付け
  - ・ 子ども・子育て支援法に基づく「福岡市子ども・子育て支援事業計画」
  - ・ 子ども・若者育成支援推進法に基づく「福岡市子ども・若者計画」
  - ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援福岡市行動計画」
  - ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「福岡市ひとり親家庭等自立促進計画」

(3) 計画期間 平成27年度から平成31年度まで

(4) 計画の対象 すべての子ども・若者と子育て家庭，市民，地域コミュニティ，事業者，行政など，すべての個人・団体

## 2 基本理念

子どもが夢を描けるまちをめざして

子どもは、大人とともに社会を構成する一員であり、未来を創るかけがえのない存在です。

子ども一人ひとりが自分らしく健やかに成長できるよう、それぞれの個性や価値観を尊重するとともに、子どもの最善の利益を考慮し、社会全体ですべての子どもと子育て家庭を支えます。

また、子どもがさまざまな人との交流や体験を通して、豊かな人間性や社会性、主体性を身につけ、将来に夢を描き、チャレンジしながら、社会の一員として自立した大人へと成長できるまちをめざします。

## 3 計画の体系

## 目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり

## 【施策の方向】

- 子どもに関するさまざまな問題について相談・支援体制の充実を図る。
- 重大な人権侵害である児童虐待の防止や、家庭で暮らせない子どもを社会的に養育する“社会的養護”の充実、障がい児の支援、不登校やひきこもりなど困難を有する子ども・若者の支援を行う。
- 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもが夢と希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策に取り組む。

## 【施策の体系】

- |                     |               |
|---------------------|---------------|
| 1 子どもに関する相談・支援体制の充実 | 2 児童虐待防止対策    |
| 3 社会的養護体制の充実        | 4 障がい児支援      |
| 5 子ども・若者の支援         | 6 子どもの貧困対策    |
| 7 子どもの権利の啓発         | 8 子どもの社会参加の促進 |

## 目標2 安心して生み育てられる環境づくり

## 【施策の方向】

- 出産前から出産後、乳幼児期、さらにその先へと、切れ目のない支援を行う。
- 質の高い教育・保育を確実に提供するとともに、共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに対応するため、多様な保育サービスの一層の充実を図る。
- 市民、事業者などと共働き、男性も女性も、子育てをしながら安心して働き続けることができる環境づくりに取り組む。

## 【施策の体系】

- |                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| 1 幼児教育・保育の充実           | 2 母と子の心と体の健康づくり |
| 3 ひとり親家庭への支援           | 4 子育て家庭への経済的な支援 |
| 5 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり   |                 |
| 6 子育てを支援する住まいづくり・まちづくり |                 |
| 7 子どもや子育て支援に関する情報提供    |                 |

## 目標3 地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり

## 【施策の方向】

- 子どもが地域の中で健やかに成長していけるよう、地域全体で子どもを育む環境づくりを進めるとともに、家庭の子育て力の向上や、子どもの遊びや活動の場づくりなどに取り組む。
- 子ども・若者が、多様な経験を通して豊かな人間性を育み、自立した大人へと成長していけるよう、子ども・若者の自己形成や社会的自立に向けた取組を推進する。

## 【施策の体系】

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| 1 地域全体で子どもを育む環境づくり    | 2 子どもの健やかな成長を支える取組 |
| 3 子どもの遊びや活動の場づくり      | 4 子ども・若者の自己形成支援    |
| 5 子ども・若者の社会的自立に向けた取組  |                    |
| 6 子ども・若者の安全を守る取組と非行防止 |                    |

## Ⅱ 目標1「子どもの権利を尊重する社会づくり」の取組状況

### 現状と課題

- 児童虐待、ひきこもり、いじめ・不登校など、子どもに関する相談が数多く寄せられている。特に児童虐待に関する相談件数は、依然として高い水準にあり、その内容も複雑化、深刻化しており、長期の支援が必要。
- 予期しない妊娠が児童虐待のリスク要因の一つとなっており、対策が求められる。
- 社会的養護を必要とする子どものため、里親制度のさらなる拡充が求められる。
- 虐待や発達障害などによる二次障がいに対応する専門的なケアが必要。
- 「心身障がい福祉センター」など新規に受診する障がい児が増加しており、さらなる療育体制の整備が急務。
- いじめについて、さらに対策を強化していく必要がある。
- ニートやひきこもり等の困難を有する若者の自立に向けた支援が求められている。
- 貧困が子どもたちの生活や成長に影響を及ぼすことがないように、また、世代を超えて連鎖することがないように、対策を強化する必要がある。

### 施策の方向

- 子どもの人権が尊重され、あらゆる形態の身体的・精神的な暴力、虐待、放置、不当な取り扱いなどから保護されるよう、家庭、学校、地域コミュニティ、事業者、NPOなどと連携し、社会全体での取組を推進する。
- 子どもに関する相談・支援体制の充実を図るとともに、重大な人権侵害である児童虐待の防止、家庭で暮らせない子どもを社会的に養育する“社会的養護”の充実、障がい児の支援、不登校やひきこもり等の困難を有する子ども・若者の支援を行う。
- 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもが夢と希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策に取り組む。

## 1 子どもに関する相談・支援体制の充実

子どもに関する相談の増加や、問題の複雑化・深刻化に対応し、適切な支援を行っていくため、市の相談機関の中核である「こども総合相談センター」と、区役所や地域、学校、「子ども家庭支援センター」における相談体制などの総合的な充実強化を図る。

### 【29年度の取組状況】

- こども総合相談センターにおいて、子どもに関するさまざまな相談に対し、専門的・総合的な支援を行うとともに、各区の子育て支援課において、子育てに関する相談や支援を引き続き実施している。
- 子ども家庭支援センターにおいて、家庭からの相談対応や児童相談所からの委託による指導、ファミリーホーム等への支援など相談・支援体制の充実を図っている。

主な事業	事業概要	取組状況 (平成 29 年度は 11 月末現在)
総合相談機能の充実	0歳から20歳までの子どもや保護者などを対象に,子どもに関するさまざまな問題に対して,保健,福祉,教育の分野からの総合的・専門的な相談・支援を実施	<b>【28年度】</b> こども総合相談センター ・電話相談 12,262件 ・面接相談 5,134件 <b>【29年度】</b> こども総合相談センター ・電話相談 9,685件 ・面接相談 2,078件
区子育て支援推進事業	子育て不安の解消と虐待防止に向け,区の子ども総合相談窓口である子育て支援課において日常的に相談・支援を実施	<b>【28年度】</b> 区子育て支援課において,子育てに関する相談対応を行うとともに,関係機関と連携しながら,地域における子育て支援の充実に向けた取組みを実施 <b>【29年度】</b> 区子育て支援課において,子育てに関する相談対応を行うとともに,関係機関と連携しながら,地域における子育て支援の充実に向けた取組みを実施
子ども家庭支援センター	子どもに関する家庭からの相談対応や,区からの求めに応じ,必要な援助などを行うほか,児童相談所からの委託による指導や里親・ファミリーホームへの支援などを実施	<b>【28年度】</b> ・施設数 2か所 ・相談件数 2,135件 <b>【29年度】</b> ・施設数 2か所 ・相談件数 2,682件
被害に遭った子どもの支援	事件,事故,自然災害などに子どもが巻き込まれ,身体的,心理的,行動面などにさまざまな反応を示すおそれが生じたときに,子どもの心の支援を実施	<b>【28年度】</b> こども総合相談センター ・電話相談 80件 ・面接相談 6件 <b>【29年度】</b> こども総合相談センター ・電話相談 83件 ・面接相談 1件

## 2 児童虐待防止対策

一人ひとりの子どもが,安心して,心身ともに健やかに成長できるよう,虐待の未然防止から,早期発見・早期対応,再発防止,被害を受けた子どもの回復と社会的自立まで,切れ目のない取組を社会全体で推進する。

### 【29年度の取組状況】

- 虐待の早期発見・早期対応を図るため,引き続き,関係機関相互の連携強化に努めるとともに,「福岡市子ども虐待防止活動推進委員会」を中心とした市民への啓発などの取組みを推進している。
- 法的対応など専門性の向上を図るため,弁護士を職員として配置するとともに,区保健福祉センター職員等を対象に虐待対応のための専門的な研修を実施するなど,虐待防止事業の充実を図っている。

主な事業	事業概要	取組状況 (平成 29 年度は 11 月末現在)
児童虐待防止事業	児童虐待の未然防止，早期発見・早期対応，子どもや親のケアなどの再発防止などの取組を実施	<p>【28 年度】</p> <p>こども総合相談センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弁護士資格を持つ職員による法的助言，職権保護への同行，28 条申し立て手続き等を行った。</li> <li>・ 法医学教授に鑑定を依頼（23 件）</li> <li>・ 親の養育支援事業（16 回）</li> <li>・ 子育て見守り訪問員派遣件数（延べ 304 件）</li> </ul> <p>【29 年度】</p> <p>こども総合相談センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弁護士資格を持つ職員による法的助言，職権保護への同行，28 条申し立て手続き等を行った。</li> <li>・ 法医学教授に鑑定を依頼（13 件）</li> <li>・ 親の養育支援事業（9 回）</li> <li>・ 子育て見守り訪問員派遣件数（延べ 204 件）</li> </ul>
乳幼児健康診査・母子保健訪問指導	乳幼児対象の総合的健康診査により健康管理の向上を図るとともに，妊娠，出産，育児に関する母親の不安を解消するための母子保健訪問指導を実施	<p>【28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児健康診査受診者数</li> <li>4 か月児 14,440 人</li> <li>10 か月児 13,379 人</li> <li>1 歳 6 か月児 14,441 人</li> <li>3 歳児 14,070 人</li> <li>・ 新生児全戸訪問：12,778 人</li> </ul> <p>【29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児健康診査受診者数</li> <li>4 か月児 9,315 人</li> <li>10 か月児 7,681 人(10 月末時点)</li> <li>1 歳 6 か月児 9,350 人</li> <li>3 歳児 9,354 人</li> <li>・ 新生児全戸訪問：7,509 人(10 月末時点)</li> </ul>
虐待防止等強化事業	区保健福祉センター職員等を対象とした虐待対応の専門的な研修，区における虐待防止の広報啓発，養育支援訪問事業などを実施	<p>【28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待相談対応研修の参加者：延べ 269 人</li> <li>・ 専門研修への派遣者：延べ 21 人</li> <li>・ 区子育て支援課職員へ助言を行うスーパーバイザー派遣：1 区</li> <li>・ 養育支援訪問事業の実施：135 家庭・延べ 1,430 回</li> <li>・ 児童虐待防止推進月間に各区が広報啓発等を実施</li> <li>・ 児童相談システムを活用した情報共有</li> </ul> <p>【29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待相談対応研修の参加者：延べ 239 人</li> <li>・ 専門研修への派遣者：延べ 7 人</li> <li>・ 区子育て支援課職員へ助言を行うスーパーバイザー派遣：3 区</li> <li>・ 養育支援訪問事業の実施：103 家庭・延べ 1,006 回</li> <li>・ 児童虐待防止推進月間に広報啓発等を実施</li> <li>・ 児童相談システムを活用した情報共有</li> </ul>

主な事業	事業概要	取組状況 (平成 29 年度は 11 月末現在)
子ども虐待防止活動推進委員会	子どもに係る団体で構成する「子ども虐待防止活動推進委員会」において、虐待防止に向けた啓発などの活動を展開し、福岡市全体で子どもを見守る取組を実施	<p>【28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・推進委員会開催 2 回 (ワーキンググループ 4 回)</li> <li>・子ども虐待防止市民フォーラム約 550 人</li> <li>・児童虐待対応研修 約 150 人</li> <li>・児童虐待防止推進月間に啓発活動等を実施</li> </ul> <p>【29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・推進委員会開催 2 回 (ワーキンググループ 3 回)</li> <li>・子ども虐待防止市民フォーラム約 350 人</li> <li>・児童虐待対応研修 約 150 人</li> <li>・児童虐待防止推進月間に広報啓発等を実施</li> </ul>
子育て見守り訪問員派遣事業	休日・夜間に「泣き声」通告や保護者からの緊急保護の要請があった場合に、「子育て見守り訪問員」が家庭訪問を行い、子どもの安全確認などを実施	<p>【28 年度】</p> <p>こども総合相談センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当世帯数 179 件 (特定不能件数を除く)</li> <li>・訪問延べ件数 304 件</li> <li>・目視による確認割合 53.0% (特定不能件数を除く)</li> <li>・児童移送 4 件</li> </ul> <p>【29 年度】</p> <p>こども総合相談センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当世帯数 141 件 (特定不能件数を除く)</li> <li>・訪問延べ件数 240 件</li> <li>・目視による確認割合 73.3% (特定不能件数を除く)</li> <li>・児童移送 1 件</li> </ul>
DV相談・支援推進事業	配偶者暴力相談支援センターを中心に、関係機関と連携したDV被害者の支援の実施及び連絡調整、相談員などの研修、DV防止啓発などを実施	<p>【28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市配偶者暴力相談支援センターの運営 電話相談 454 件, 法律相談 46 件</li> <li>・相談員等の専門研修への派遣 延べ 162 人</li> <li>・相談員等を対象とした研修の実施 参加者延べ 25 人</li> <li>・DV研修実施団体等への講師の派遣 7 件</li> <li>・デートDV予防教育の実施 高校 5 校</li> <li>・民間団体への支援</li> <li>・DV防止啓発の実施等</li> </ul> <p>【29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市配偶者暴力相談支援センターの運営 電話相談 308 件, 法律相談 27 件</li> <li>・相談員等の専門研修への派遣 延べ 149 人</li> <li>・相談員等を対象とした研修の実施 H30.2.1 実施予定</li> <li>・DV研修実施団体等への講師の派遣 3 件</li> <li>・デートDV予防教育の実施 高校 4 校</li> <li>・民間団体への支援</li> <li>・DV防止啓発の実施等</li> </ul>

主な事業	事業概要	取組状況 (平成 29 年度は 11 月末現在)
要保護児童支援地域協議会	医師，弁護士，警察，教育，保育などの機関で構成する協議会において，要保護児童の保護及び自立支援，要支援児童・特定妊婦への支援を図るため，情報交換や支援内容の協議，啓発・広報などを実施	<b>【28 年度】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市及び各区において要保護児童支援地域協議会の代表者会議を年 1 回開催</li> <li>・各区の要保護児童支援地域協議会では、受理会議・進行管理会議や地域において開催される関係者会議等の実務者会議を開催</li> <li>・個別ケース検討会議 延べ 350 回</li> </ul> <b>【29 年度】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市及び各区において要保護児童支援地域協議会の代表者会議を年 1 回開催(予定含む)</li> <li>・各区の要保護児童支援地域協議会では、受理会議・進行管理会議や地域において開催される関係者会議等の実務者会議を開催</li> <li>・個別ケース検討会議 延べ 243 回</li> </ul>

### 3 社会的養護体制の充実

さまざまな事情により社会的養護が必要になった子どもを，家庭的な環境で養育するため，里親やファミリーホームに迎え入れて養育する“家庭養護”を推進する。また，児童養護施設などにおいても，家庭的な養育環境を整えるため，施設の小規模化などを進める。

また，虐待を受けた子どもの回復や親子関係の再構築に向けて，専門的なケア機能の強化や家庭を支援する機能の充実を図る。

さらに，施設を退所した子どもの自立を支援する体制の充実を図るとともに，児童養護施設などに入所している子どもの権利養護を推進する。

#### 【29年度の取組状況】

- 家庭での養育が困難な子どもに対する社会的養護体制の充実を図るため，里親制度の普及・啓発，校区における新規里親の開拓や里親に対する支援を実施するとともに，里親推進に関するフォーラムを開催している。
- 家庭的な環境のもとで子どもを養育できるよう，施設のケア単位の小規模化を促進するなど，社会的養護体制の充実を図っている。
- 保護者の病気や経済的困窮等による緊急一時保護にも対応可能な乳幼児専任の養育里親の開拓に新たに取り組んでいる。



主な事業	事業概要	取組状況 (平成 29 年度は 11 月末現在)
里親制度推進事業	NPOなどとの共働による「里親養育支援共働事業」に取り組み、里親制度の普及啓発や里親研修などによる里親支援を実施	<b>【28 年度】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里親登録数 163 世帯(28 年度末時点)</li> <li>・里親等委託率 39.7%</li> <li>・里親フォーラム「新しい絆」を年 2 回開催</li> </ul> <b>【29 年度】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里親登録数 183 世帯(H29. 11. 1 時点)</li> <li>・里親等委託率 39.9%(H29. 11. 1 時点)</li> <li>・里親フォーラム「新しい絆」9 月に開催</li> </ul>
児童養護施設などのケア単位の小規模化	児童養護施設などにおいて家庭的な環境で養育できるよう、今後社会的養護が必要となる児童数などを見込みながら、ケア単位の小規模化を促進	<b>【28 年度】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設数 1 か所(平成 23 年度整備)</li> <li>・施設と協議を進め、平成 29～30 年度にかけて小規模化の施設整備を実施する方針を決定</li> </ul> <b>【29 年度】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設数 1 か所(平成 23 年度整備)</li> <li>・平成 29～30 年度にかけて小規模化の施設整備を 1 か所実施</li> </ul>
子ども家庭支援センター [再掲]	子どもに関する家庭からの相談対応や、区からの求めに応じ、必要な援助などを行うほか、児童相談所からの委託による指導や里親・ファミリーホームへの支援などを実施	<b>【28 年度】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設数 2 か所</li> <li>・相談件数 2,135 件</li> </ul> <b>【29 年度】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設数 2 か所</li> <li>・相談件数 2,682 件</li> </ul>
自立援助ホーム	児童養護施設などを退所した子どもなどに対し、共同生活を営むべき住居(自立援助ホーム)において、相談その他の日常生活支援、生活指導、就業の支援を行うとともに、退所した子どもなどへの相談などの援助を実施	<b>【28 年度】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設数 2 か所</li> </ul> <b>【29 年度】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設数 2 か所</li> </ul>
退所児童等アフターケア事業	児童養護施設退所者などに対し、地域社会における社会的自立の促進に向け、生活や就業に関する相談に応じるとともに、子どもが相互に意見交換や情報交換などを行う自助グループ活動支援などを実施	<b>【28 年度】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施事業者を検討中</li> </ul> <b>【29 年度】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の制度改正に伴い、事業手法を検討中</li> </ul>
乳幼児里親リクルート事業	保護者の病気や経済困窮等により家庭で暮らすことができない乳幼児の緊急な一時保護にも対応可能な乳幼児専任の養育里親を開拓し、育成、委託後の支援を実施	<b>【28 年度】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年 9 月よりリクルート開始</li> <li>・平成 28 年度中に 48 件の問い合わせがあり内 6 件の初回訪問を実施</li> </ul> <b>【29 年度】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里親登録 5 世帯、内 2 世帯に 3 人の乳幼児を一時保護委託実施</li> <li>・登録に向けて研修中等が 10 世帯</li> </ul>

## 4 障がい児支援

障がいのある子どもについては、「発達が気になる」など、障がいの疑いが生じた段階から、早期の対応、支援を行っていくことが重要である。障がいの早期発見と早期支援、そして“ノーマライゼーション”の理念のもとに、一人ひとりの自立を目指した支援・療育体制の充実を図る。

また、近年、特に発達障がい児の新規受診や相談が著しく増加していることから、発達障がい児とその家族への支援の充実に努める。

### 【29年度の取組状況】

○障がいの早期発見と早期支援、そして障がいがあっても社会参加できるようノーマライゼーションの理念のもと、障がい児の在宅生活を支援するための施策を継続して実施するとともに、療育センター等において相談対応、診断・療育等を行っている。

主な事業	事業概要	取組状況 (平成29年度は11月末現在)
障がい児の専門機関などの連携による早期発見・早期対応	乳幼児が、健診などを通じ、障がいの疑いがあると判断された場合は、総合的機関である心身障がい福祉センターや（東部・西部）療育センターで発達状況などの医学的診断などを行い、適切な療育を実施	<b>【28年度】</b> ・心身障がい福祉センター，療育センターにおける新規受診児 1,423人 <b>【29年度】</b> ・心身障がい福祉センター，療育センターにおける新規受診児 962人
障がい児施設による通園療育	就学前の知的障がい児・肢体不自由児を通園させ、訓練・保育などの療育を実施	<b>【28年度】</b> ・実施施設 児童発達支援センター等 13か所 医療型児童発達支援センター等 4か所 ・延利用者 児童発達支援 9,251人 医療型児童発達支援 983人 <b>【29年度】</b> ・実施施設 児童発達支援センター等 13か所 医療型児童発達支援センター等 4か所 ・延利用者 ※H29.9月末時点 児童発達支援 4,630人 医療型児童発達支援 425人
知的障がい特別支援学校卒業生の就労促進	生徒の自立と社会参加を進めるため、学校、企業関係者、行政、学識経験者、保護者などで構成する特別支援学校高等部就労促進ネットワーク（夢ふくおかネットワーク）において、関係団体・機関などとの連携を図り、企業などへの就労を促進	<b>【28年度】</b> ・登録企業・事業所 200社 ・高等部卒業生数 155人 企業就労者数 40人 就労率 25.8% ・27年度卒業生 定着率 96.4% <b>【29年度】</b> ・登録企業・事業所 219社 ・高等部卒業生（見込）数 154人 企業就労者（見込）数 51名 就労率（見込） 33.1% ・28年度卒業生 定着率 100%

主な事業	事業概要	取組状況 (平成 29 年度は 11 月末現在)
発達障がい者支援体制整備事業	発達障がい児（者）及びその家族に対し、乳幼児期から成人期まで一貫した支援を実施するため、その中核となる「発達障がい者支援センター」を設置し、関係機関との連携を強化	<b>【28 年度】</b> ○発達障がい者支援センター運営 ・相談者数 1,453 人 ・相談件数 延 3,345 件 相談：3,103 件 発達支援：134 件 就労支援：108 件 ・研修参加者：6,059 人 <b>【29 年度】</b> （H29.10 月末時点） ○発達障がい者支援センター運営 ・相談者数 1,030 人 ・相談件数 延 1,968 件 相談：1,852 件 発達支援：50 件 就労支援：66 件 ・研修参加者：3,497 人

## 5 子ども・若者の支援

思春期は、子どもから大人への移行期であり、心も体も大きく成長する時期であるため、特有の不安や悩み、ストレスも大きくなることから、思春期の子どもに対する相談体制を充実する。

また、いじめの防止対策や、不登校やひきこもり、非行などの問題を抱える子ども・若者への支援の充実を図るとともに、自立に向けた取組を推進する。

### 【29年度の取組状況】

- 思春期特有の不安や悩み等に対応するため、思春期訪問相談員の派遣などによる支援を引き続き実施している。
- いじめの防止対策や、不登校やひきこもり、非行などの問題を抱える子ども・若者への支援の充実を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、いじめゼロプロジェクトの推進などを、引き続き実施している。
- 中高生の社会性や自律性の醸成を図るための若者のぷらっとホームサポート事業や、非行・ひきこもりなどの困難を有する子ども・若者の立ち直り等の支援を行う子ども・若者活躍の場プロジェクトを実施している。

主な事業	事業概要	取組状況 (平成 29 年度は 11 月末現在)
ティーンエイジャー教室	小・中学生、高校生などに対して将来親となるために必要な保健知識の学習機会を提供することで母性・父性の健全育成を図る	<b>【28 年度】</b> 区保健福祉センター ・開設回数 10 回 ・参加者数 1,087 人 <b>【29 年度】</b> 区保健福祉センター ・開設回数 4 回 ・参加者数 456 人

主な事業	事業概要	取組状況 (平成 29 年度は 11 月末現在)
薬物乱用防止啓発事業	若年層の薬物乱用問題に対する認識を高めるため、「薬物乱用防止啓発イベント」や「薬物乱用防止街頭キャンペーン」を実施	<p>【28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NO DRUG, KNOW DRUG キャンペーン及びイベントの開催</li> <li>・ 薬物乱用防止街頭キャンペーン（大学と協力）の実施</li> <li>・ 夜回り隊の実施</li> <li>・ 啓発動画放送、ポスター掲示、リーフレット配布、大学用啓発メールの配信</li> </ul> <p>【29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NO DRUG, KNOW DRUG キャンペーン及びイベントの開催</li> <li>・ 薬物乱用防止街頭キャンペーン（大学と協力）の実施</li> <li>・ 啓発動画放送、ポスター掲示、リーフレット配布、大学用啓発メールの配信</li> </ul>
Q-Uアンケートの実施	不登校やいじめの未然防止及び早期発見のための、Q-Uアンケートを行い、この分析結果に基づいた支援を実施	<p>【28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校 4 年生から中学校 3 年生を対象に Q-U アンケートを年 1 回実施</li> </ul> <p>【29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校 4 年生から中学校 3 年生を対象に Q-U アンケートを年 1 回実施</li> </ul>
いじめゼロプロジェクト	いじめの未然防止の観点から、児童生徒が主体的にいじめについて考え、いじめが起きにくい学級や学校を作る取組及び保護者・地域などへの啓発活動を実施	<p>【28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 学期に、各学校で、いじめ根絶のために、児童生徒が主体となった「いじめゼロ取組月間」を実施。</li> <li>・ 8 月に各学校の代表児童生徒や教員、保護者等が集まり「いじめゼロサミット 2016」を開催し、「わたしのいっぽ」を決めた。</li> <li>・ 2 学期以降に、各学校で、児童生徒が主体となった「いじめゼロ実現プロジェクト」に取り組み、福岡市の HP に全学校分の報告書を掲載。</li> </ul> <p>【29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 学期に、各学校で、いじめ根絶のために、児童生徒が主体となった「いじめゼロ取組月間」を実施。</li> <li>・ 8 月に各学校の代表児童生徒や教員、保護者等が集まり「いじめゼロサミット 2017」を開催。サミットの話し合いをもとに、中学校ブロックで取組のネーミングを決め、「わたしのよさ・友だちのよさ」を知る取組を行っている。</li> <li>・ 2 学期以降に、各学校で、児童生徒が主体となった「いじめゼロ実現プロジェクト」に取り組んでいる。福岡市の HP に全学校分の報告書を掲載予定。</li> </ul>

主な事業	事業概要	取組状況 (平成 29 年度は 11 月末現在)
中学校 1 年生における少人数学級の実施	個に応じたきめ細やかな指導により、確かな学力の向上、「中 1 ギャップ」への対応、不登校の予防などを図るため、学校選択制による 1 学級 35 人以下の少人数学級を実施	<p>【28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実質 35 人以下学級の実施校(69 校中 40 校(うち学校の選択による実施 14 校 標準学級編制で 35 人以下 26 校))</li> </ul> <p>【29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実質 35 人以下学級の実施校(69 校中 39 校(うち学校の選択による実施 9 校 標準学級編制で 35 人以下 30 校))</li> </ul>
不登校対応教員の配置	不登校・不登校傾向のある児童生徒に適切な指導・支援、校内適応指導教室の運営のほか、学校におけるコーディネーターの役割を担うなど、不登校児童生徒への対応に専任的に従事する不登校対応教員を配置	<p>【28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題が大きい中学校に、不登校対応教員を配置し、不登校対応教員が中心となって、学校全体で組織的に運営。</li> </ul> <p>【29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全中学校(離島 2 校を除く)に、不登校対応教員を配置し、不登校対応教員が中心となって、学校全体で組織的に運営。</li> </ul>
スクールカウンセラー等活用事業	子どもに関する問題について、早期発見・早期対応を図り、問題の深刻化を防止するため、「心の専門家」であるスクールカウンセラー等を市立小中学校・特別支援学校・高等学校へ配置し、学校の教育相談体制を充実・強化	<p>【28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置校 小学校 141 校, 中学校 67 校, 高等学校 4 校, 特別支援学校 8 校</li> <li>・離島の小中学校に、心の教室相談員を配置</li> </ul> <p>【29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置校 小学校 142 校, 中学校 67 校, 高等学校 4 校, 特別支援学校 8 校</li> <li>・離島の小中学校に、心の教室相談員を配置</li> </ul>
スクールソーシャルワーカー活用事業	教育と福祉の両面から、問題を抱える児童生徒の家庭や学校における環境に働きかけ、関係機関と連携して、児童生徒の問題の改善を図る	<p>【28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置人数 25 人(県費加配 1 人を含む)</li> <li>・相談件数 1,247 件</li> <li>・介入件数 431 件</li> <li>・終結件数 278 件</li> <li>・派遣相談件数 38 件</li> </ul> <p>【29 年度】(H29.10 月末時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置人数 25 人(常勤職員 1 人を含む)</li> <li>・相談件数 1,229 件</li> <li>・介入件数 398 件</li> <li>・終結件数 61 件</li> <li>・派遣相談件数 34 件</li> </ul>
教育相談機能の充実	不登校をはじめとする問題を解決するために、教育カウンセラーによる電話・面接相談を実施	<p>【28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こども総合相談センター(教育相談)</li> <li>・一般相談件数 9,462 件</li> <li>・学校相談件数 1,216 件</li> <li>合 計 10,678 件</li> <li>・カウンセラー一人あたりの相談件数 1,525 件</li> </ul> <p>【29 年度】(H29.10 月末時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こども総合相談センター(教育相談)</li> <li>・一般相談件数 5,734 件</li> <li>・学校相談件数 890 件</li> <li>合 計 6,624 件</li> <li>・カウンセラー一人あたりの相談件数 828 件</li> </ul>

主な事業	事業概要	取組状況 (平成 29 年度は 11 月末現在)
適応指導教室の運営	心理的、情緒的理由により登校できない状態にある児童生徒に、個別面接や集団生活への適応指導を組織的・計画的に行うことにより、早期の学校復帰や社会的自立を支援	<b>【28 年度】</b> ・入級生 82 人 (はまかぜ 41 人, まつ風 23 人, すまいる 18 人) ・学校復帰者 38 人 ・学校復帰率 46.3% <b>【29 年度】</b> ・入級生 67 人 (はまかぜ 33 人, まつ風 19 人, すまいる 15 人) ・学校復帰者 22 人 ・学校復帰率 32.8%
大学生相談員派遣事業	ひきこもりがちな不登校児童生徒の家庭に、話し相手や相談相手として大学生相談員を派遣し、学校復帰や社会的自立を支援	<b>【28 年度】</b> ・派遣人数 23 人 (小学校 13 人, 中学校 10 人) ・活動延べ回数 441 回 <b>【29 年度】</b> ・派遣人数 22 人 (小学校 13 人, 中学校 9 人) ・活動延べ回数 270 回
NPO との共働による不登校児童生徒の保護者支援事業 (不登校よりそいネット)	NPO と共働で「不登校よりそいネット」を発足し、不登校児童生徒の保護者を対象に講座や啓発等を行うとともに、ワンストップ問合せ窓口の開設、さらに、支援団体と関係行政機関の連絡会議を実施	<b>【28 年度】</b> ○不登校についてのフォーラムやセミナーの開催、支援者研修会の実施 ・フォーラム H28. 6. 12 開催 参加者 184 人 ・セミナー 6 回実施 参加者 173 人 ○不登校に関する問合せ電話「不登校ほっとライン」の運営 問合せ件数 延べ 422 件 <b>【29 年度】</b> ○不登校についてのフォーラムやセミナーの開催、支援者研修会の実施 ・フォーラム H29. 6. 11 開催 参加者 188 人 ・セミナー 全 6 回のうち 4 回実施 参加者 266 人 ○不登校に関する問合せ電話「不登校ほっとライン」の運営 問合せ件数 延べ 298 件
思春期集団支援事業	心のケアを必要とする不登校やひきこもりに悩む思春期後半の子どもに、自立に向けた場を提供し、専門的な集団支援を実施	<b>【28 年度】</b> ・思春期集団支援事業 (ピースフル) 140 回開催 参加者数延べ 681 人, 平均 4.9 人利用 ・ひきこもり等に関する面接相談件数 52 人 延べ 256 回 <b>【29 年度】</b> ・思春期集団支援事業 (ピースフル) 95 回開催 参加者数延べ 501 人, 平均 5.3 人利用 ・ひきこもり等に関する面接相談件数 31 人 延べ 171 回

主な事業	事業概要	取組状況 (平成 29 年度は 11 月末現在)
思春期ひきこもり等相談事業	思春期後半のひきこもり、またはひきこもり気味の子ども状況を改善するため、思春期訪問相談員の派遣などによる支援を実施（おおむね 20 歳未満を対象）	<b>【28 年度】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・思春期訪問相談員の派遣回数 延べ 30 回</li> <li>・保護者交流会参加者数 延べ 41 人</li> <li>・ひきこもり講演会参加者数 39 人</li> </ul> <b>【29 年度】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・思春期訪問相談員の派遣回数 延べ 50 回</li> <li>・保護者交流会参加者数 延べ 35 人</li> <li>・ひきこもり講演会（H30.3 月実施予定）</li> </ul>
ひきこもり地域支援センターの運営（地域思春期相談事業）	大学との連携により思春期のひきこもり地域支援センター「ワンド」において、ひきこもり状態にあるおおむね 15 歳から 20 歳の人を対象に、大学構内のフリーなスペースによる集団支援と本人・家族への相談・支援を実施	<b>【28 年度】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所活動 139 回開催 632 人 平均 4.5 人利用</li> <li>・保護者会 実施回数 11 回、参加者数 158 人</li> <li>・相談件数 延べ 426 件</li> <li>・アウトリーチ活動 99 件</li> </ul> <b>【29 年度】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所活動 77 回開催 296 人 平均 3.8 人利用</li> <li>・保護者会 実施回数 6 回、参加者数 97 人</li> <li>・相談件数 延べ 257 件</li> <li>・アウトリーチ活動 25 件</li> </ul>
成人期ひきこもり地域支援センター事業	成人期ひきこもり者の支援を充実するため、支援の核となる「よかよかルーム」において、相談支援体制を確保するとともに、ひきこもり本人の自立の相談・支援を実施（おおむね 20 歳以上を対象）	<b>【28 年度】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談事業 総計 2,342 件 電話相談 1,136 件、来所相談 1,071 件 訪問相談 131 件、その他の相談 4 件</li> <li>・グループ支援 実施回数 106 回、参加者延人数 873 人</li> <li>・ブログやHPによる情報発信</li> <li>・ネットワーク会議 開催回数 3 回、参加 14 団体、延べ 79 人</li> </ul> <b>【29 年度】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談事業 総計 1,589 件 電話相談 795 件、来所相談 720 件 訪問相談 70 件、その他の相談 4 件</li> <li>・グループ支援 実施回数 73 回、参加者延人数 516 人</li> <li>・ブログやHPによる情報発信</li> <li>・ネットワーク会議 開催回数 1 回、参加 14 団体、27 人</li> </ul>
若者のふらっとホームサポート事業	若者の自律心や社会性の醸成と健全育成を推進するため、中高生を中心とした若者が気軽に立ち寄り、自由に過ごすことができる居場所の提供や若者の居場所を運営する団体への支援を実施	<b>【28 年度】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規利用登録者数 72 人</li> <li>・年間利用者数 631 人</li> <li>・一日平均利用者数 12.4 人</li> <li>・助成団体 5 団体</li> </ul> <b>【29 年度】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規利用登録者数 37 人</li> <li>・年間利用者数 388 人</li> <li>・一日平均利用者数 11.4 人</li> <li>・助成団体 7 団体</li> </ul>

主な事業	事業概要	取組状況 (平成 29 年度は 11 月末現在)
遊び・非行型の不登校児童の居場所づくり事業	学校復帰を目的として、“遊び・非行型”の不登校児童生徒の居場所をつくり、退職教員等による学習指導などの立ち直りの支援を実施	【28 年度】 ・中学校 3 校で立ち直り支援を実施し、指導員 3 人を派遣している。  【29 年度】 ・中学校 1 校、小学校 1 校で立ち直り支援を実施し、指導員 2 人を派遣している。
子ども・若者活躍の場プロジェクト	非行・ひきこもりなど、困難を有する若者とともに行う農業体験などを通して、立ち直りや就労等に向けた第一歩を踏み出す機会を創出	【28 年度】 ・農業体験や農作物の販売会、交流会等を通して、ひきこもりなどの困難を抱える子ども・若者の立ち直り等を支援。 ・支援団体 6 団体  【29 年度】 ・農業体験や農作物の販売会、交流会等を通して、ひきこもりなどの困難を抱える子ども・若者の立ち直り等を支援。 ・支援団体 6 団体

## 6 子どもの貧困対策

貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境をつくとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進する。

教育の支援や、生活の支援、保護者に対する就労の支援など、さまざまな方面から、国や県とも密接に連携しながら、市の関係部局が連携して取り組む。

### 【29年度の取組状況】

○食事の提供と居場所づくり活動を行う民間団体への支援、スクールソーシャルコーディネーターの配置などを行い、国の「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、関係部局が連携し、教育の支援や、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に取り組んでいる。

主な事業	事業概要	取組状況 (平成 29 年度は 11 月末現在)
スクールカウンセラー等活用事業 〔再掲〕	子どもに関する問題について、早期発見・早期対応を図り、問題の深刻化を防止するため、「心の専門家」であるスクールカウンセラー等を市立小中学校・特別支援学校・高等学校へ配置し、学校の教育相談体制を充実・強化	【28 年度】 ・配置校 小学校 141 校、中学校 67 校、高等学校 4 校、特別支援学校 8 校 ・離島の小中学校に、心の教室相談員を配置  【29 年度】 ・配置校 小学校 142 校、中学校 67 校、高等学校 4 校、特別支援学校 8 校 ・離島の小中学校に、心の教室相談員を配置



主な事業	事業概要	取組状況 (平成 29 年度は 11 月末現在)
スクールソーシャルワーカー活用事業 [再掲]	教育と福祉の両面から、問題を抱える児童生徒の家庭や学校における環境に働きかけ、関係機関と連携して、児童生徒の問題の改善を図る	<p>【28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置人数 25 人 (県費加配 1 人を含む)</li> <li>・相談件数 1,247 件</li> <li>・介入件数 431 件</li> <li>・終結件数 278 件</li> <li>・派遣相談件数 38 件</li> </ul> <p>【29 年度】 (H29.10 月末時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置人数 25 人 (常勤職員 1 人を含む)</li> <li>・相談件数 1,229 件</li> <li>・介入件数 398 件</li> <li>・終結件数 61 件</li> <li>・派遣相談件数 34 件</li> </ul>
スクールソーシャルコーディネーター活用事業	学校や家庭と連携して、児童生徒の学力の向上や基本的な生活習慣の定着を支援するために、教育委員会をはじめ、関係局や地域・NPO 法人などが行う支援事業と児童生徒をむすぶ。	<p>【28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置人数 3 人</li> <li>・相談件数 605 件</li> <li>・介入件数 14 件</li> <li>・つないだ数 10 件</li> <li>・NPO, 学校等訪問件数 335 件</li> </ul> <p>【29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置人数 3 人</li> <li>・相談件数 141 件</li> <li>・介入件数 7 件</li> <li>・つないだ数 19 件</li> <li>・NPO, 学校等訪問件数 285 件</li> </ul>
子どもの学びと居場所づくり事業	「家」と「学校」に自分の居場所や学習環境がなく、学習が遅れているという課題を抱えた生活困窮家庭及び生活保護家庭の子どもに、「学び」と「社会とのつながり」のための居場所を提供し、学習支援と生活や進路などに関する相談対応、助言・指導を実施	<p>【28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所支援 登録者 47 人, 延参加人数 844 人, 高校進学率 80%</li> <li>・学習に特化した支援 登録者 46 人, 延参加人数 2,702 人, 高校進学率 100%</li> </ul> <p>【29 年度】 (H29.10 月末時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所支援 登録者 40 人, 延参加人数 512 人</li> <li>・学習に特化した支援 登録者 41 人, 延参加人数 1,779 人</li> </ul>
就学援助	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、給食費、学用品費、修学旅行費などを援助することにより、児童生徒が支障なく義務教育を受けられるように支援	<p>【28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○認定者 小学生 17,501 人 中学生 8,818 人 合 計 26,319 人</li> <li>○支給額 小学生 1,215,224 千円 中学生 950,135 千円 合 計 2,165,359 千円</li> </ul> <p>【29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○認定者 小学生 16,935 人 中学生 8,339 人 合 計 25,274 人</li> <li>※認定者は H29.10.1 現在の人数</li> <li>○支給額 小学生 557,269 千円 中学生 402,782 千円 合 計 960,051 千円</li> </ul>

主な事業	事業概要	取組状況 (平成29年度は11月末現在)
特別支援教育就学奨励費	経済的な理由により就学困難な特別支援学級などの児童生徒の保護者に対して、給食費、学用品費、修学旅行費などを援助することにより、児童生徒が支障なく義務教育を受けることができるように支援	<p>【28年度】</p> <p>○給付者 小学生 732人 中学生 218人 合計 950人</p> <p>○支給額 小学生 15,677千円 中学生 8,408千円 合計 24,085千円</p> <p>【29年度】</p> <p>○給付者 小学生 716人 中学生 195人 合計 911人</p> <p>○支給額 小学生 5,661千円 中学生 2,540千円 合計 8,201千円</p>
実費徴収に係る補足給付事業	生活保護世帯に対して、幼稚園・保育所などに支払う日用品費や行事参加費などの実費について助成	<p>【28年度】 給付対象児童数：354人</p> <p>【29年度】 認定申請児童数：354人</p>
高校進学支援プログラム	生活保護世帯の中学校3年生の子ども及びその親に対し、進学費用の準備や学習環境の確立など高校進学への意識を高めるための支援を実施	<p>【28年度】 ・卒業者418人のうち、400人が高等学校等に進学した。</p> <p>【29年度】 平成30年4月集計予定</p>
福岡市教育振興会奨学金	経済的な理由により高校などへの進学が困難な生徒に対し、入学資金及び奨学資金を貸与し、修学を支援	<p>【28年度】 ・経済的な理由により高校などへの進学が困難な生徒に対し修学を支援 年間貸与：2,793人</p> <p>【29年度】 ・経済的な理由により高校などへの進学が困難な生徒に対し修学を支援 年間貸与：2,590人</p>
子どもの健全育成支援事業	生活困窮家庭及び生活保護家庭の有子世帯に対し、学校など関係機関との連携を図りながら、家庭が抱えるさまざまな課題への取組みや、子どもの就学や進学に係る相談・支援を行い、将来における社会的・経済的自立を支援	<p>【28年度】 支援対象世帯 281世帯</p> <p>①受験・進学への意欲がみられた 92件 ②不登校の児童・生徒が再び登校できるようになった 79件 ③保護者の養育姿勢に改善がみられた 39件</p> <p>【29年度】 (H29.10月末時点) 支援対象世帯 272世帯</p>
市営住宅の優先入居	市営住宅の定期募集（抽選方式）の申し込みにあたり、ひとり親家庭や子育て世帯等に対する優遇制度を実施。また、ひとり親家庭や子育て世帯を随時募集の申込み要件のひとつとした。	<p>【28年度】</p> <p>○定期募集（抽選方式）において、ひとり親世帯や子育て世帯の優先入居を実施。 ・抽選優遇（一般世帯より抽選番号を多く割振） ・別枠募集（一般世帯とは別に住戸を確保） ・入居時の収入基準を緩和</p> <p>○随時募集制度において、ひとり親世帯や子育て（乳幼児）世帯を申込み要件のひとつとして受け付け。</p>

市営住宅の優先入居（続き）		<p>【29年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○定期募集（抽選方式）において、ひとり親世帯や子育て世帯の優先入居を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・抽選優遇（一般世帯より抽選番号を多く割振）</li> <li>・別枠募集（一般世帯とは別に住戸を確保）</li> <li>・入居時の収入基準を緩和</li> </ul> </li> <li>○随時募集制度において、ひとり親世帯や子育て（乳幼児）世帯、多子世帯を申込み要件のひとつとして受け付け。</li> </ul>
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭ガイドブックの発行、家庭児童相談室、ひとり親家庭支援センターにおける支援、男女共同参画推進センターにおける相談、市営住宅の優先入居、母子生活支援施設における自立支援、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、ひとり親家庭等医療費助成、寡婦（夫）控除のみなし適用	<p>【28年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとり親家庭ガイドブックの発行 平成28年8月に5,000部発行</li> <li>○家庭児童相談室 <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子・父子自立相談 9,273件</li> <li>・婦人相談 6,269件</li> <li>・家庭・児童相談 14,432件</li> </ul> </li> <li>○ひとり親家庭支援センターにおける支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活相談 883人</li> <li>・就業相談 2,327人</li> <li>・法律相談 102人</li> </ul> </li> <li>○男女共同参画推進センターにおける相談 <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談：3,366件</li> <li>・アミカスDVダイヤル：39件</li> <li>・法律相談：196件</li> <li>・法律講座（女性向け2回、男性向け1回）：88人</li> </ul> </li> <li>○市営住宅の優先入居〔再掲〕 定期募集（抽選方式）において、ひとり親世帯や子育て世帯の優先入居を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・抽選優遇（一般世帯より抽選番号を多く割振）</li> <li>・別枠募集（一般世帯とは別に住戸を確保）</li> <li>・入居時の収入基準を緩和</li> <li>・随時募集制度において、ひとり親世帯や子育て（乳幼児）世帯を申込み要件のひとつとして受け付け。</li> </ul> </li> <li>○母子生活支援施設における自立支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所世帯数 84世帯</li> <li>・入所者数 238人</li> </ul> </li> <li>○自立支援教育訓練給付金事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給件数 5件</li> <li>・支給総額 210,264円</li> </ul> </li> <li>○高等職業訓練促進給付金等事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給件数 104件</li> <li>・支給総月数 817か月</li> <li>・支給総額 77,352,000円</li> </ul> </li> <li>○児童扶養手当 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者数 14,738人</li> </ul> </li> <li>○母子父子寡婦福祉資金貸付事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付実績 976件 404,820,260円</li> </ul> </li> <li>○ひとり親家庭等医療費助成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者数 29,463人</li> <li>・1人あたり助成額 31,829円</li> <li>・受診件数 213,861件</li> <li>・1件あたり助成額 4,385円</li> </ul> </li> </ul>

ひとり親家庭への支援（続き）		<p>○寡婦（夫）控除のみなし適用 婚姻歴のないひとり親に対し、保育料等への寡婦（夫）控除のみなし適用を実施 ・保育所保育料 37人</p> <p>【29年度】</p> <p>○ひとり親家庭ガイドブックの発行 平成29年8月に5,000部発行</p> <p>○家庭児童相談室 ・母子・父子自立相談 6,314件 ・婦人相談 4,381件 ・家庭・児童相談 10,489件</p> <p>○ひとり親家庭支援センターにおける支援 ・生活相談 653人 ・就業相談 1,540人 ・法律相談 60人</p> <p>○男女共同参画推進センターにおける相談 ・総合相談：2,233件 ・アミカスDVダイヤル：44件 ・法律相談：142件 ・法律講座（男性向け 1回）：10人</p> <p>○市営住宅の優先入居〔再掲〕 定期募集（抽選方式）において、ひとり親世帯や子育て世帯の優先入居を実施。 ・抽選優遇（一般世帯より抽選番号を多く割振） ・別枠募集（一般世帯とは別に住戸を確保） ・入居時の収入基準を緩和 ・随時募集制度において、ひとり親世帯や子育て（乳幼児）世帯、多子世帯を申込み要件のひとつとして受け付け。</p> <p>○母子生活支援施設における自立支援 ・入所世帯数 72世帯 ・入所者数 197人</p> <p>○自立支援教育訓練給付金事業 ・支給件数 7件 ・支給総額 418,863円</p> <p>○高等職業訓練促進給付金等事業 ・支給件数 79件 ・支給月数 463か月 ・支給総額 41,732,500円</p> <p>○児童扶養手当 ・受給者数 15,373人</p> <p>○母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ・貸付実績 676件 336,594,200円</p> <p>○ひとり親家庭等医療費助成（9月診療分まで） ・対象者数 29,289人 1人あたり助成額 21,622円 ・受診件数 140,056件 1件あたり助成額 4,522円</p> <p>○寡婦（夫）控除のみなし適用 婚姻歴のないひとり親に対し、保育料等への寡婦（夫）控除のみなし適用を実施 ・保育所保育料 32人</p>
----------------	--	---

主な事業	事業概要	取組状況 (平成 29 年度は 11 月末現在)
子どもの貧困に関する実態調査	子どもや子育て家庭の生活状況を把握するための調査を実施	<b>【28 年度】</b> ・調査票の有効回収率 小学 6 年生：82.1% (10,440 票/12,718 票) 中学 3 年生：80.8% (9,986 票/12,365 票) <b>【29 年度】</b> 平成 28 年度で事業終了
子どもの食と居場所づくり支援事業	子どもへの食事の提供と居場所づくり活動を行う民間団体への支援を実施	<b>【28 年度】</b> ・助成団体数：14 団体 ・助成団体間の情報交換会の実施：1 回 <b>【29 年度】</b> ・助成団体数：16 団体 ・助成団体間の情報交換会の実施：1 回
貧困の状況にある子どもを支えるネットワーク構築	貧困の状況にある子どもを支えるネットワークを構築するため、研修会を実施	<b>【28 年度】</b> ・研修会の開催：2 回 (2 校区) ・参加者数：86 名 <b>【29 年度】</b> ・研修会の開催：2 回 (2 校区) 予定

## 7 子どもの権利の啓発

子どもの権利が真に尊重される社会をつくるため、子どもに関わる職業や子どもの指導に携わる人はもちろん、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、さまざまな機会を捉えて、「児童の権利に関する条約」の理念の周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組む。

また、外国籍などの子どもを含むすべての子どもが、互いに文化を尊重し、違いを認め合いながら、共に生きる心を育む環境づくりを進める。さらに、日本語を母語としない子どもが、学校や地域においてコミュニケーションを図ることができるよう、日本語の習得の指導・支援を行う。

### 【29年度の取組状況】

○すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、地域、学校・保育園、イベント等のさまざまな機会を捉えて、「児童の権利に関する条約」の理念の周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動を実施している。

主な事業	事業概要	取組状況 (平成 29 年度は 11 月末現在)
地域での人権教育の推進	公民館や市民センターなどを中心に、子どもの人権に関する学習の場の提供や研修会、講演会などの啓発事業を実施	<p>【28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公民館 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施回数 546 回</li> <li>・参加延べ人数 25,654 人</li> </ul> </li> <li>○市民センター <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施回数 41 回</li> <li>・参加延べ人数 6,643 人</li> </ul> </li> </ul> <p>【29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公民館 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施予定回数 546 回</li> </ul> </li> <li>○市民センター <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施予定回数 39 回</li> </ul> </li> </ul>
学校・保育所などでの人権教育の推進	教育活動全体を通じた人権教育を教員及び職員の共通理解・認識のもとに、組織的・計画的に推進し、子どもの人権感覚を高め、さまざまな人権問題に取り組む実践的な行動力を育成	<p>【28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権教育指導の手引き」を新規採用教員に配付し、共通理解のもとで人権教育を推進した。</li> <li>・人権読本「ぬくもり」小学校 1・2 年生用を改訂し配付。教育課程に位置づけて指導に活用するよう通知した。</li> </ul> </li> <li>○保育所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立，私立，公私立合同で研修会を実施。研修回数 928 回 参加延べ人数 20,339 人。</li> </ul> </li> </ul> <p>【29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権教育指導の手引き」を改訂して、すべての教職員に配付し、全教職員の共通理解のもとで人権教育を推進した。</li> <li>・小学生用の人権読本「ぬくもり」に掲載した題材の中で、教育課程に位置づけて必ず学習する題材を指定した。</li> <li>・中学生用の人権読本「ぬくもり」を改訂し、平成 30 年度からの教育課程で活用する。</li> </ul> </li> <li>○保育所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立，私立，公私立合同で研修会を実施。研修回数 514 回 参加延べ人数 12,195 人。</li> </ul> </li> </ul>
人権啓発センター事業の推進	市民一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現を目指して、人権についての啓発、情報提供、相談などの事業を実施	<p>子どもの人権に関する事業</p> <p>【28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人権を尊重する市民の集い <ul style="list-style-type: none"> <li>【博多区】参加人数：376 人</li> <li>【早良区】参加人数：312 人</li> <li>【中央区】参加人数：357 人</li> </ul> </li> <li>○セミナー等 <ul style="list-style-type: none"> <li>内容：映画の上映及び監督の講演</li> <li>参加人数：167 人</li> </ul> </li> </ul> <p>【29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人権を尊重する市民の集い（12 月実施） <ul style="list-style-type: none"> <li>【城南区】参加人数：309 人</li> </ul> </li> <li>○セミナー <ul style="list-style-type: none"> <li>参加人数：39 人</li> </ul> </li> </ul>

## 8 子どもの社会参加の促進

すべての大人が、子どもの発達段階に応じて、その意見を考慮すべきであることを理解し、まちづくりや子どもに関係する事業について、子どもが意見を表明する機会を確保し、子どもの意見を反映するよう努める。

また、子どもを社会の一員、責任ある「一人の市民」として尊重し、その主体的な活動を促進する。

### 【29年度の取組状況】

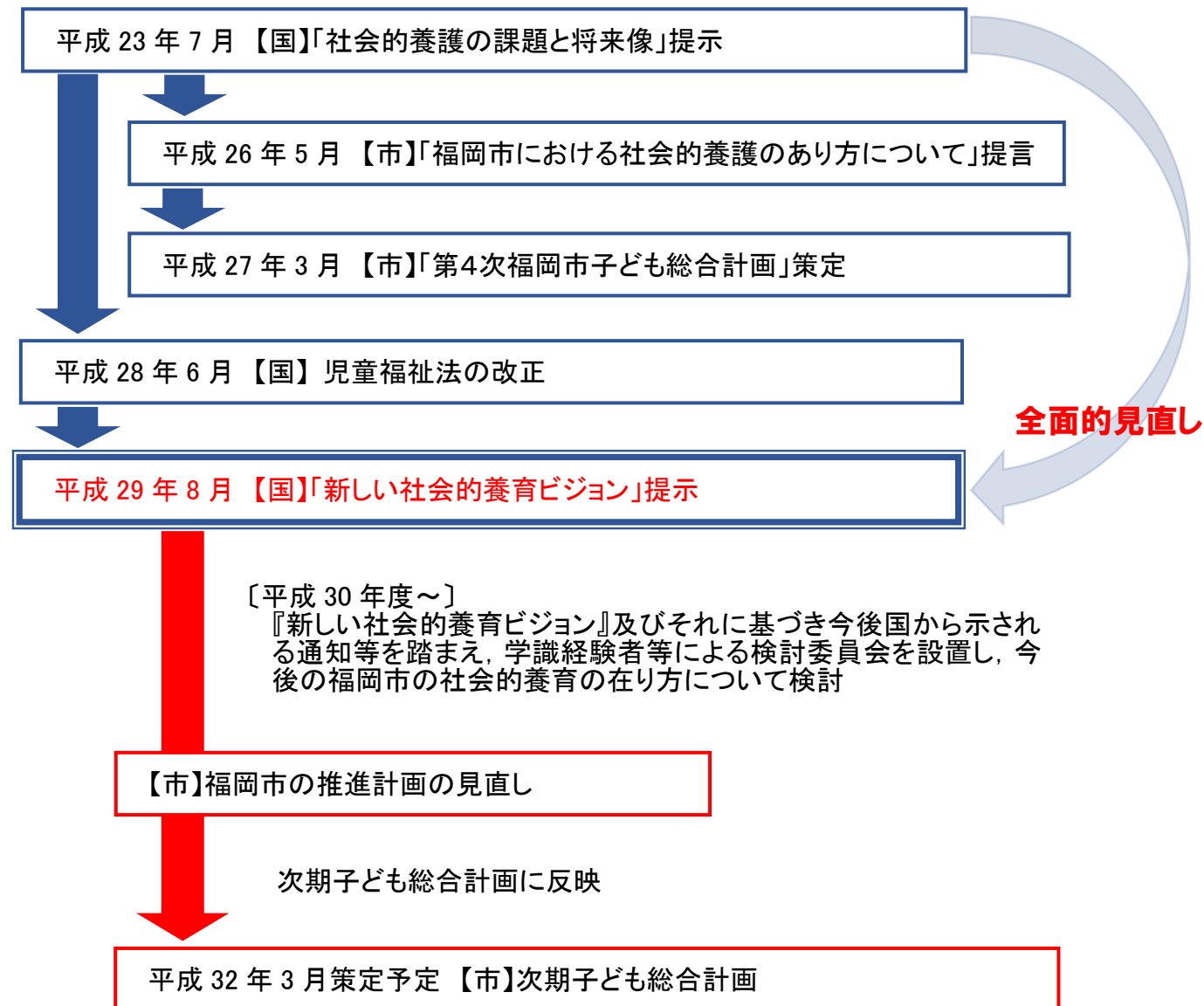
○都市公園などの整備において、ワークショップなど住民参加型の手法を用いて子どもの意見も含む多様なニーズを踏まえた整備を実施している。

○子どもを社会の一員、責任ある「一人の市民」として尊重し、その主体的な活動を促進するため、子どもたち自らが企画・立案したユニークで夢のある行事や活動の実施を支援している。

主な事業	事業概要	取組状況 (平成 29 年度は 11 月末現在)
子どもの夢応援事業	子どもの社会性や自律性の育成及び地域で子どもを育む活動の活性化に向け、子どもたち自らが企画・立案したユニークで夢のある行事や活動を支援するため、活動経費の一部を助成。	<b>【28 年度】</b> ・ 25 件実施。 (校区内交流キャンプ 5 件 体験学習, 自然体験活動 11 件, スポーツ, 文化活動 4 件 地域世代間交流 5 件)  <b>【29 年度】</b> ・ 実施件数 32 件 (うち, 予定 2 件) (校区内交流キャンプ 6 件 体験学習, 自然体験活動 14 件, スポーツ, 文化活動 9 件 地域世代間交流 3 件)
公園再整備事業	都市公園などの再整備において、見通しの確保などにより子どもが安心して遊べる空間づくりや親も安心してそれを見守り快適に時間を過ごすことができる公園内の居場所の確保、子どもが多様な遊びができる場づくりを推進	<b>【28 年度】</b> ・ 再整備 39 公園  <b>【29 年度】</b> ※平成 29 年度末見込み 再整備 31 公園
身近な公園整備事業	地域住民からより愛着を持って親しまれる公園を目指して、ワークショップなど住民参加型の手法を用いて身近な公園の整備を進めるとともに、多様な公園ニーズへの対応を促進	<b>【28 年度】</b> ・ 整備 7 公園  <b>【29 年度】</b> ※平成 29 年度末見込み 整備 8 公園

＜新しい社会的養育ビジョンの位置付け＞

- 平成 23 年 7 月, 厚生労働省に設置された検討会がとりまとめた『社会的養護の課題と将来像』において, 施設の小規模化や地域分散化, 里親推進など家庭的養護の推進, 虐待を受けた子ども等への専門的ケアの充実, 自立支援の充実等, 社会的養護の基本的方向性が示された。
- 平成 28 年の児童福祉法改正では, **子どもが権利**の主体であることを明確にし, **家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育**の充実とともに, **家庭養育優先**の理念を規定し, 実親による養育が困難であれば, 特別養子縁組による永続的解決(パーマネンシー保障)や里親による養育を推進することを明確にした。
- この改正法の理念を具体化するため, 厚生労働省に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が設置され, 約 1 年の検討の結果, 『新しい社会的養育ビジョン』が示された。
- 『新しい社会的養育ビジョン』及びそれに基づき今後国から示される通知等を踏まえ, 福岡市の社会的養育の在り方について検討し, 福岡市の推進計画を見直すとともに, 次期子ども総合計画に反映させる。



★『新しい社会的養育ビジョン』の主な内容

(厚生労働省「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」平成 29 年 8 月 2 日とりまとめ公表)

1. 市区町村の子ども家庭支援体制の構築

- 市区町村子ども家庭総合支援拠点の全国展開と, 人材の専門性の向上により, 子どものニーズに合ったソーシャルワークをできる体制を確保
- 子どもへの直接的支援事業(派遣型)や親子入所支援の創設などの支援制度を充実
- 児童相談所の指導措置委託としての在宅措置, 通所措置が適切に行える手法を明確化

2. 児童相談所・一時保護改革

- 通告窓口の一元化, 調査・保護・措置にかかる業務と支援マネジメント業務の機能分離
- 一時保護の機能を「緊急一時保護」と「アセスメント一時保護」に分割(閉鎖空間での緊急一時保護は数日以内)
- アセスメント一時保護における里親への委託推進・小規模化・地域分散化, 一時保護里親類型の創設に早急に着手し, 概ね 5 年以内に子どもの権利が保障された一時保護を実現

3. 里親への包括的支援体制(フォスタリング機関)の抜本的強化と里親制度改革

- リクルート, 研修, 支援などを一貫して担うフォスタリング機関による質の高い里親養育体制を確立し, 里親支援を抜本的に強化
- ショートステイ里親・一時保護里親などの新しい里親類型を創設

4. 永続的解決(パーマネンシー保障)としての特別養子縁組の推進

- 特別養子縁組に関する法制度改革を進め, 児童相談所と民間機関が連携した強固な養親・養子支援体制を構築し, 概ね 5 年以内に, 現状の約 2 倍の年間 1,000 人以上の特別養子縁組成立を目標

5. 乳幼児の家庭養育原則の徹底と, 年限を明確にした取り組み目標

- 就学前の子どもは, 原則として施設への新規措置入所を停止
- 3 歳未満については概ね 5 年以内に, それ以外の就学前の子どもについては概ね 7 年以内に里親委託率 75% 以上を実現し, 学童期以降は概ね 10 年以内を目途に里親委託率 50% 以上を実現
- ケアニーズが非常に高く, 施設等における十分なケアが不可欠な場合は, 小規模・地域分散化された養育環境を整え, 原則として乳幼児は数か月以内, 学童期以降は 1 年以内の入所
- 母子の入所を含む支援, 里親・養親支援などの重要な役割を地域で担う新たな存在として, 乳児院の多機能化・機能転換

6. 子どもニーズに応じた養育の提供と施設の抜本改革

- すべての施設は原則として概ね 10 年以内を目途に小規模化・地域分散化

7. 自立支援(リービングケア, アフターケア)

- 代替養育の場における自立のための養育, 進路保障, 地域生活における継続的な支援を推進

8. 担う人材の専門性の向上など

- 子どもの権利擁護のため, 児童福祉審議会による権利擁護の体制を全国に整備
- 社会的養護に係わるすべての機関の評価を行う専門的評価機構を創設





＜参考＞ 福岡市における社会的養育の取り組み状況（平成 29 年 12 月 1 日現在）

1. 措置の状況

		措置施設数 〔里親は世帯数〕	措置児童数
施設 養育	乳児院	3	34
	児童養護施設（本体施設）	12	198
	〃（地域小規模GH）	6	32
	児童心理治療施設	4	8
	児童自立支援施設	5	5
	自立援助ホーム	5	12
	障害児入所施設（福祉型）	7	32
	〃（医療型）	5	8
家庭 養育	ファミリーホーム	18	77
	里親	76	96
合計		141	502

※母子生活支援施設：73世帯 206人  
※措置施設数及び措置児童数には市外への措置数を含む

2. 福岡市所管の施設

- ◆ 乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設・障がい児入所施設
  - ・乳児院 2か所（福岡乳児院，福岡子供の家みずほ乳児院）
  - ・児童養護施設 3か所（和白青松園，福岡育児院，福岡子供の家）
  - ・母子生活支援施設 2か所（百道寮，室見寮）
  - ・障害児入所施設等 4か所〔福祉型：若久緑園，新開学園，生明学園〕  
〔医療型：福岡病院〕

- ◆ 自立援助ホーム
 

義務教育終了後，児童養護施設を退所した者等に対し，共同生活を営む住居において，相談その他の日常生活上の援助や生活指導，就業支援を実施

  - ・かんらん舎（平成 20 年 7 月設置）
  - ・結ホーム（平成 27 年 11 月設置）

- ◆ ファミリーホーム
 

里親の経験を有する者等の住居において，家庭的な環境のもと 5 人または 6 人の社会的養護の必要な子どもを養育  
13 か所設置

- ◆ 児童家庭支援センター
 

子どもに関する家庭からの相談対応や，区からの求めに応じ必要な援助等を行うほか，児童相談所からの委託による指導，ファミリーホーム等への支援等を実施

  - ・子ども家庭支援センター「SOS子どもの村」（平成 25 年 5 月設置）
  - ・子ども家庭支援センター「はぐはぐ」（平成 27 年 7 月設置）

3. 児童養護施設等の小規模化(ユニット化)

子どもができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう，施設の小規模化（ユニット化）に向けた整備の実施

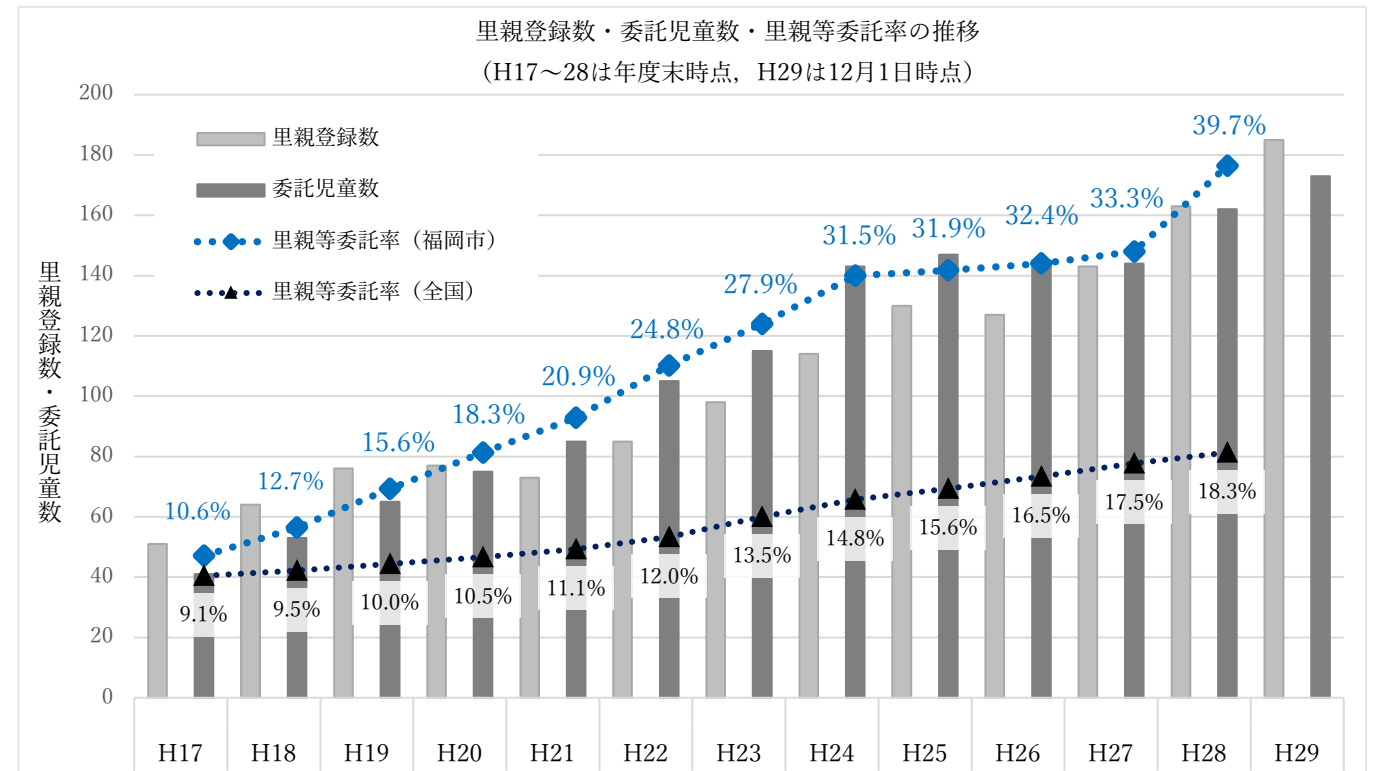
- ・和白青松園（平成 22～23 年度整備）
- ・福岡子供の家（平成 29～30 年度整備予定）

4. 児童心理治療施設の設置

被虐待体験等が原因で不登校，ひきこもり，多動などの行動上の問題を持った子どもに，心理治療や生活指導，教育支援等を行い，社会性の回復と家庭復帰を目的とする児童心理施設の設置について検討

5. 里親委託の推進

NPOと共働した普及啓発事業に加えて，乳幼児の一時保護委託も可能な養育里親を確保するため，平成 28 年度から乳幼児里親リクルート事業を開始し，民間の専門機関による包括的支援体制の構築を図るなど，一層の新規里親の開拓と里親支援の充実を推進



6. 特別養子縁組の推進

将来にわたり実家庭への復帰の見込みのない子どもについて，永続的な家族関係の保障として特別養子縁組を推進

- ◆ 特別養子縁組成立件数の推移（H29は12月1日現在）

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
成立件数	1	3	2	3	2	3	6	0	8	8	6	2	6

7. 一時保護改革

主にえがお館内の一時保護所において児童の一時保護（緊急一時保護・アセスメント一時保護の両方）を行っており，計 40 名の定員である。

今後，一時保護の場の地域分散化を進め，えがお館内の一時保護所は定員の縮小を検討

8. 在宅支援サービス

- ◆ ショートステイ(子育て支援短期利用事業)
 

子どもの保護者が疾病や冠婚葬祭などのため，一時的に家庭で子どもを養育できない場合に，児童養護施設や乳児院等に委託して，子どもの養育・保護を実施（原則 7 日以内）

  - ・平成 28 年度： 児童数 342 人，延べ日数 1,610 日
  - ・受入施設： 児童養護施設 3 施設，乳児院 2 施設，児童家庭支援センター 1 施設

- ◆ 養育支援訪問事業
 

保育士，保健師などの資格を有する子ども家庭支援員が，養育支援が必要な家庭を訪問し，養育に関する相談・指導・助言その他必要な支援を実施

  - ・平成 28 年度： 135 家庭に対し，1,430 回訪問
  - ・子ども家庭支援員： 77 人